

## 次期基本計画の策定方針（案）

## 1 策定の趣旨

令和3年2月に、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、これに沿って総合的かつ計画的な施策を実施してきたが、現行計画の期間が令和7年度末で満了となることから、令和8年度から開始する「第4次静岡県男女共同参画基本計画」（以下「次期計画」という。）の策定を行う。

## 2 次期計画の基本的考え方

## (1) 計画の期間

令和8年度から令和12年度（5年間）とする。

## (2) 計画の構成

現行計画に引き続き、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」と一体とする。

## (3) 計画の内容

条例第1条の規定に基づき、「男女共同参画社会基本法」で示された以下の5点の基本理念にのっとり、基本目標、基本的施策を定める。

## 【基本理念】

- ア 男女人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- オ 国際的協調

## (4) 静岡県総合計画との関係

次期計画の策定にあたっては、静岡県総合計画との整合を図っていく。

## (5) 第6次男女共同参画基本計画（国）との関係

次期計画の策定にあたっては、第6次男女共同参画基本計画との整合を図っていく。

## 3 次期計画策定手続きの条件（条例第7条）

## (1) あらかじめ広く県民の意見を聴くこと

- ・関係団体等を対象とした意見交換会
- ・パブリックコメント

## (2) 静岡県男女共同参画会議に意見を求めること

- ・静岡県男女共同参画会議での意見聴取、審議
- ・静岡県男女共同参画会議に部会を設置し適宜協議する（資料2）。

## (3) 改定後、公表すること

#### 4 今後のスケジュール（予定）

時期	第4次静岡県男女共同参画基本計画		参考
	男女共同参画会議 (◎全体会 ○部会)	その他	(総) 次期総合計画 (国) 第5次計画策定時
1 / 30 (木)	◎第48回会議 ・策定方針の説明 ・策定検討体制（部会の設置） の承認		(国) 策定に向けたコンセプト
2月	○第1回部会（書面） ・部会長選出 ・専門家選定		
3月			(総) 骨子の決定
4月			(国) 計画の特色、構成 (総) 計画素案
5月	○第2回部会 ・課題整理 ・方向性協議		(総) 計画案
6月	○第3回部会 ・骨子案協議		
7月	◎第49回会議 ・部会中間報告 ・骨子案（施策体系）審議		(国) 計画策定の基本的な考 え方（素案）
8月		関係団体等との意見 交換会	
9月	○第4回部会 ・次期計画案協議		(総) パブリックコメント
10月	◎第50回会議 ・次期計画案審議		(国) 計画策定の基本的な考 え方（案）
11月		庁内推進本部 ・次期計画案の決定	(国) 計画策定の基本的な考 え方、成果目標案
12月		パブリックコメント ↓	(総) 集中審議 (国) 基本計画（諮問・答申）
1月		↓	
2月	◎第51回会議 ・次期計画案審議		(総) 公表
3月		庁内推進本部 ・次期計画の決定	
	第4次静岡県男女共同参画基本計画 公表		

## 次期基本計画策定の検討体制（案）

---

静岡県男女共同参画会議要綱第 4 条の規定に基づき、部会を設置する。

部会の運営については、別紙運営要領の定めるところによる。

### <設置理由>

- ・次期基本計画の策定に当たっては、静岡県男女共同参画推進条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、静岡県男女共同参画会議の意見を伺いながら進めていく。
- ・計画策定においては、限られた時間の中多くの検討事項があるため、実質的な議論を機動的に行うために部会を設置し、静岡県男女共同参画会議の全体会と連携しながら進めていく体制を構築したい。

## 静岡県男女共同参画会議 部会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県男女共同参画会議要綱第4条の規定に基づき設置する部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 部会は、次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に資するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に関する検討
- (2) 次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に関する調査・研究等

## (組織及び部会員)

第3条 部会は、部会員6名以内で組織する。

- 2 部会員は、静岡県男女共同参画会議委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会員の任期は、次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定事務が完了したときまでとする。

## (部会長)

第4条 部会には、部会長1名を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

## (会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、設置後最初の部会は、静岡県男女共同参画会議委員長が招集する。

- 2 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の開催については、書面による開催ができるものとする。

## (意見等の聴取)

第6条 部会長は、必要に応じ、第2条に掲げる事務に関し専門的知識を有する者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

## (庶務)

第7条 部会の庶務は、くらし・環境部県民生活局男女共同参画課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。